

令和7年12月23日

保護者の皆様

我孫子市立我孫子中学校
校長 鈴木 与志実

インターネット利用における情報モラルについて（お願い）

師走の候、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力をいただき感謝致します。

さて、現在、生徒たちの間ではスマートフォンの利用が一般的となり、SNS等を通じて活発なコミュニケーションが行われています。しかし、その手軽さゆえに、情報モラルに関わる様々な生徒間のトラブルが起きています。さらに、事件に巻き込まれる恐れやデジタルタトゥー等、人を深く傷つけて取り返しのつかない状況も起こります。

学校では日頃の学級活動や道徳の授業、学年集会、外部講師を招いての講習会等の情報モラル教育に取り組んでおります。しかし、インターネットの性質上、ひとたび問題が起こるとその解明は複雑で、解決に膨大な時間を要すると共に、警察事案になることもあります。警察庁発表(12/17)によると、中高生を中心としたAI等で加工したわいせつ画像「性的ディープフェイク」により名誉棄損容疑で4件摘発、6件補導されています。「被害者の苦痛は大きく、悪ふざけではすまない」と警察も事態を重く見ていました(12/18 千葉日報)。未然防止のために、生徒自身が正しい判断と責任ある行動をとることや、学校と家庭との指導の連携が重要です。

なお、未成年者のスマートフォン等利用における第一義的責任は、保護者に帰属します。次項の情報なども参考にし、下記内容についてご家庭での指導・管理をお願いします。

1. 画像加工・個人情報の取り扱いについて

カメラ機能やAIの普及により、写真撮影や加工が容易に行えます。しかし、安易に自分や友人の写真をインターネット上に公開したり、無断で加工・拡散したりすることは、以下のようないくつかのリスクを伴います。

- **肖像権・プライバシーの侵害**：許可なく他人の写真（特に顔が判別できるもの）を撮影・公開することは「肖像権の侵害」にあたります。
- **個人情報の流出**：写真に写り込んでいる背景や持ち物から、住所・学校名・行動範囲などの個人情報が特定される危険性があります。
- **一度流出した情報は完全に削除困難**：インターネット上に一度公開された情報は、完全に削除することはほぼ不可能です。

②ご家庭でのお願い：

- **写真公開の制限**：自分や友人の顔写真、個人が特定できる情報（制服姿、学校名など）は、絶対にインターネットに掲載しないよう指導してください。

- 行事の写真販売サイトの適切な利用：購入は保護者が行い、サンプル画像をスクリーンショットしないように指導してください(著作権は販売元にあります)。

2. なりすまし・誹謗中傷について

匿名感覚で利用できるSNSですが、特定の個人に対する誹謗中傷は「名誉毀損罪」や「侮辱罪」といった犯罪に該当する可能性があります。また、他人のアカウントや個人情報を使って「なりすまし」行為を行うことは、被害者に精神的苦痛を与えるだけでなく、「不正アクセス禁止法」等に抵触する場合もあります。

◎ご家庭でのお願い：

- 相手の立場を思いやる：面と向かって言えないような他人を傷つける言葉は、インターネット上でも絶対に書き込まないというルールを徹底してください。
- 匿名でも特定される：匿名での投稿であっても、発信者は特定される可能性があることを理解させてください。

3. 犯罪被害・加害者にならないために

インターネット上のトラブルは、被害者にも加害者にもなる可能性があります。特に、SNS等で知り合った面識のない人物と連絡を取ったり、実際に会ったりすることは、性被害やその他の犯罪に巻き込まれる危険性が非常に高くなります。

◎ご家庭でのお願い：

- 「家庭のルール」の作成・見直し：どのようなサイトを利用するか、利用時間、使用する場所、知り合った人と会わぬことなど、具体的なルールをご家庭で話し合い、決めておくことが重要です。
- トラブル時の相談体制：トラブルに巻き込まれたり、不安を感じたりした際は、すぐに保護者や学校に相談するよう決めてください。

(参考情報)

- 政府広報オンライン「ネットの危険からこどもを守るために保護者が知っておきたいこと」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201303/3.html>
- 警視庁「守っていますか？ルールとマナー」
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/cyber/notes/rule_manner.html